

第 5 9 回島根・山口連合海区漁業調整委員会 議 事 録

令和 8 年 5 月 2 8 日

島根・山口連合海区漁業調整委員会

第59回島根・山口連合海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時：令和8年5月28日（木） 11時30分～
- 2 場 所：島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1
島根県水産技術センター研修室
- 3 招 集 者：島根海区漁業調整委員会会長 永松 正則
- 4 開催通知日：令和8年5月13日
- 5 出席委員：

海区名	氏名	海区名	氏名
島根海区漁業調整委員会	永松 正則	山口県日本海海区漁業調整委員会	中島 均
	梅田 信男		南野 市治
	渡邊 恭郎		仁保 宣誠
	福島 充		一木 清久
	月森 久樹		梶本 久繁

- 6 議事事項：第1号議案 会長及び会長職務代理者の選出について
第2号議案 令和8年度の入漁調整について
その他
- 7 臨席者及び事務局職員：

所属		職名	氏名	備考
島根県	農林水産部水産課	課長補佐	石橋 茂人	
	西部農林水産振興センター水産部	部長 主任	原 修一 白石 陽平	
	島根海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主任書記 主任書記	伊藤 博理 渡邊 朋英 沖 真徳	(調整監)
山口県	萩農林水産事務所	部長 主査	田井中 剛 岡本 悟	
	山口県日本海海区漁業調整委員会事務局	書記 書記	野村 太郎 竹川 陽菜	

- 8 傍聴人：なし
- 9 付議事項及び審議結果：
 - (1)第1号議案 会長及び会長職務代理者の選出について
任期前半の2年間の会長に島根海区漁業調整委員会の永松委員、会長職務代理者に山口県日本海海区漁業調整委員会の中島委員を選出した。
 - (2)第2号議案 令和8年度の入漁調整について
原案どおり承認された。
 - (3)その他
 - ①ひき縄釣漁業の漁業調整について
ひき縄釣漁業について、令和7年度の山口県漁業者の島根県海域での操業実績が報告されるとともに、令和8年度の山口県漁業者の島根県海域での操業について報告さ

れた。

②行政間協議の経過報告について

両県いか釣り調整海域における島根県許可の県外いか釣り漁船の大光力による違反操業及び島根県海域における山口県漁船の曳縄釣り操業要望について、行政間協議の状況について報告された。

10 議事の顛末：

伊藤事務局長

定刻になりましたので、ただ今から第59回島根・山口連合海区漁業調整委員会を開催したいと思います。

今年度から島根海区事務局が当連調委の事務局を務めさせていただきます。

私は島根海区事務局長の伊藤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、今回は委員改選後初めての開催となりますので、委員の紹介をさせていただきます。

お手元の資料の次第の裏面に出席者名簿がついております。

この名簿に沿って説明させていただきます。

(伊藤事務局長から出席者名簿の記載順に委員の氏名を読み上げ、読み上げられた委員から一言挨拶)

続きまして、島根県の事務局から自己紹介をさせていただきます。

(行政・海区事務局の出席者名簿の島根県職員記載の順に自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、山口県の事務局から自己紹介をさせていただきます。

(行政・海区事務局の出席者名簿の山口県職員記載の順に自己紹介)

ありがとうございました。

次に委員会の成立についてご報告させていただきます。

当連調委の委員定数は、委員会規程第4条によりまして10名と決まっております。

本日は10名全員のご出席をいただいておりますので、会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、今回は議題として、会長及び会長職務代理者を選任していただくことになっております。

会長が決まるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、始めに、両県からご挨拶をお願いいたします。

まずは、島根県西部農林水産振興センターの原水産部長様よりご挨拶をお願いいたします。

島根県西部農
林水産振興セ
ンター
原部長

島根県西部農林水産振興センター水産部の原でございます。
開会にあたり、島根県の行政を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

両海区委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありが

とうございます。

また、日頃より水産資源の持続的な確保、水面の総合的な利用につきまして多大なご尽力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、山口県漁船の本県への入漁につきましては、関係漁業者による確認書に基づき大きなトラブルもなく円滑に操業が行われていると承知しております。

これも両県漁業関係者の信頼関係の賜物と理解しているところでございます。

今後につきましても、両県の良い関係を土台としながら円滑な操業が行われていくことを願っております。

また、我々は今、地球温暖化、中東情勢、漁業者の減少など大変厳しい環境に置かれております。

こうした状況においては、島根、山口という行政区域を超えたコミュニケーション、その重要性はますます高くなってくると思っております。

一昨年には本県漁業者と普及員が特牛にお邪魔させていただいて視察をさせていただきました。

今後もこうした両県の交流がさらに進んでいくことを願っているところでございます。

最後になりますが、関係者の航海安全と豊漁を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤事務局長

はい、ありがとうございました。

続きまして山口県萩農林水産事務所の田井中部長様よりご挨拶をお願いいたします。

山口県萩農林
水産事務所
田井中部長

山口県萩農林水産事務所の田井中と申します。委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、島根県行政の皆様におかれましては、島根・山口両県の漁業調整に格別のご尽力を賜りまして、まずもって厚く御礼を申し上げます。

昨今の水産業を巡る情勢は、温暖化等による海域環境の変化に伴う資源変動、燃油や資機材の高騰、漁業者の減少・高齢化など大きな課題に直面しているところであります。

特に現在は、中東情勢の不安定化に伴い燃油が一段と高騰していることに加えまして、資機材の不足や納期遅延も発生している状況と認識しております。

このような状況に対応していく上で、本県漁業者にとって、隣接する島根県海域の入漁は重要性を増しており、本年3月4日に漁業

者間の入漁協定に係る調印式を行っていただきましたことに改めて感謝申し上げます。

島根・山口両県境周辺における漁業調整は、長年にわたる漁業者間の信頼関係の上に成り立っていると考えており、本県といたしましてもこの信頼関係が崩れることがないように調整を行ってまいります。

本日は貴重なご審議の上、引き続き円満な調整が図れますこと、また皆様のご健康とご多幸、両県漁業者の豊漁・安全操業を祈念いたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

伊藤事務局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

第1号議案、会長及び会長職務代理者の選出についてです。

委員会資料の1ページをお開きください。

こちらに規程を載せております。

第5条第2項に「会長等は、委員会の委員の任期中において2年毎に両海区委員から交代に選出する」となっております。

令和6年度までは山口県日本海海区から会長を選出していただいておりますので、令和7年度から令和8年度までの2年間は島根海区から会長を、山口県日本海海区から会長職務代理者を選出していただくということになります。

まず会長ですが、島根海区から推薦をお願いいたします。

島根海区：渡邊
委員

はい、島根海区の渡邊です。

今回から島根県から会長職を務めるということでございますので、島根県からは島根海区の会長である永松委員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

伊藤事務局長

ありがとうございます。

続きまして、会長職務代理者につきまして、山口県日本海海区から推薦をお願いいたします。

山口県日本海
海区：仁保委員

はい、委員の仁保でございます。

山口県からは、会長職務代理者には、山口県日本海海区の会長である中島委員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

伊藤事務局長

はい、ありがとうございます。

ただいま、会長に島根海区から永松委員、会長職務代理者に山口県日本海海区から中島委員をご推薦いただきました。

このことにつきまして、両海区ともに了承いただくということでよろしいでしょうか。

-----一同、了承。-----

ありがとうございます。

異議なしということですので、第1号議案につきましては、会長に島根海区から永松委員、会長職務代理者に山口県日本海海区から中島委員が選任されました。

以後の議事につきましては、委員会規程により会長が議長を務めることになっておりますので、永松会長、よろしくお願いいたします。

議長席へご移動ください。

(永松委員が議長席へ移動)

それでは議事の前に、会長及び会長職務代理者を代表いたしまして、永松会長、就任のご挨拶をお願いいたします。

永松議長

失礼いたします。

本日は、山口・島根両海区漁業調整委員会の委員の皆様には、大変お忙しい中、また遠いところお集まりいただき大変ご苦勞様でございます。

2年ごとに山口県と島根県で会長を交代するということで、今年から会長を務めます島根海区の永松でございます。

先日、全漁調連の通常総会におきまして、見事な司会を務められました中島会長と同じように会を司ることはできませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

私自身は、この委員会は初めて出席しますが、今回59回目ということで長い歴史のある委員会でございます。

これまでの当委員会の功績によって、特に大きな問題もなく、円滑な漁場利用が行われていると伺っております。

これもひとえに先人の努力と、県境に接する両県の漁業者の皆様の良識ある行動によるものですので、改めて感謝申し上げる次第です。

さて、本日は、残る議案が1つ、報告が2つ用意されているようです。

会の円滑な運営にご協力をお願い申し上げます。

また、せっかくの機会ですので、委員会の終了後に別途会食を用意しております。

漁業調整や水産振興など、両県で情報交換、情報共有していただければと存じます。

よろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

伊藤事務局長

ありがとうございました。

それでは、第2号議案の議事について、よろしくお願いします。

永松議長

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは議事に先立ち議事録署名人の指名を行います。

委員会規程により議長が指名することとなっておりますので、今回は島根海区の梅田委員と山口県日本海海区の梶本委員にお願いいたします。

-----一同、了承。-----

それでは、第2号議案の「令和8年度の入漁調整について」お諮りしたいと思います。

令和7年度の入漁実績及び令和8年度の入漁希望について、一括して説明をお願いいたします。

竹川書記

山口県日本海海区事務局の竹川と申します。

座ってご説明させていただきます。

お手元の議案書の2ページをお開きください。

この島根県海域への入漁につきましては、地元関係漁業者間での合意に基づきまして、当連調委でご承認をいただいた上で、島根県から許可をしていただくという形を従前から取り扱っております。

令和7年度の入漁実績につきましては、近年、漁場の形成がないことから許可実績はございません。

令和8年度の入漁要望につきましては、3月4日に地元漁協間で協議を行い、確認書に調印しております。

従来通りの期間、区域、隻数等で合意されておりますことから、3月4日に締結されました確認書で認められた入漁隻数、まき網につきましては9統以内、すくい網につきましては5隻以内、この範囲内で要望をさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

よろしくお願いします。

永松議長

ご説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

-----一同、異議なし。-----

はい、ありがとうございます。

それでは、本件についてはすでに地元同士の調整も終わっているということでございますので、山口県のまき網、すくい網漁業の入漁につきまして、おのこの定められたその操業条件において承認することとしてよろしいでしょうか。

-----一同、異議なし。-----

ありがとうございます。

それでは、この入漁にあたりまして円滑な操業について、関係者に十分配慮願うこととし、承認することといたします。

山口県日本海
海区：一木委員

高山支店の一木と申します。

一言お礼を申し上げます。

令和８年度の本県漁業者の入漁について、ご了承いただき本当にありがとうございます。

関係漁業者については、これからも秩序を守るように、また円満な漁業の維持について、指導してまいりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

永松議長

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして「その他」に移ります。

まず１つ目、ひき縄釣漁業の操業状況について、事務局から報告をお願いいたします。

竹川書記

山口県日本海海区事務局の竹川です。

引き続き座って説明させていただきます。

お手元の議案書の７ページをお開きください。

このひき縄釣漁業につきましては、令和５年４月２５日の島根県漁業調整規則の一部改正により、許可漁業から自由漁業になっております。

令和７年度の操業実績につきましては、下の表の通り、３月末時点でブリ約２２０ｋｇの水揚げとの報告を受けております。

今後につきましては、次の報告事項にもあります通り、島根県海域における山口県漁船のひき縄釣り操業要望につきまして両県で協議を続けておりますが、今年度は３月４日に締結されました確認書に基づき、会議等におきまして確認書に基づいた操業の指導をしております。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

永松議長

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

-----質疑等なし。-----

それでは、特に意見がないということで確認いたしまして、本件、報告事項でございました。

それでは、続いて「その他」 2 つ目です。

行政間協議の経過報告について、ご説明をお願いいたします。

野村書記

はい。山口県の野村でございます。

事務局の席に座っておりますが、行政の立場でご報告をさせていただきます。

議案書の 9 ページをお開きください。

島根県、山口県の行政間協議につきましては、昨年度から今年度にかけて計 3 回実施しており、両県いか釣り調整海域、以降「調整海域」とさせていただきますけれども、調整海域における県外いか釣り漁船の大光力による違反操業、それから、島根県海域における山口県漁船のひき縄釣りの操業要望、この 2 点について主に協議を行っております。

本日はその状況を報告させていただきます。

まず 1 点目、調整海域における県外いか釣り漁船の大光力による違反操業についてですが、調整海域における島根県許可の県外いか釣り漁船の大光力による違反情報が多いということから、山口県から島根県に対しまして、調整海域における県外いか釣り漁船の光力に対する必要な指導・取締りの要請をしております。

これを受けまして、島根県からは、令和 8 年度は調整海域への島根県取締船の派遣を予定していること、両県間で情報共有し、調整海域における取締りを効率的に実施したいこと、島根県許可の県外いか釣り漁船に対して、適正操業を行うよう注意喚起文書を発出していることを回答いただいております。

次に 2 点目、島根県海域における山口県漁船のひき縄釣りの操業要望につきましては、島根県では、令和 5 年の漁業調整規則の改正により、ひき縄釣りが許可制から自由漁業へ移行しておりますけれども、山口県漁船の島根県益田市沖合海域への入漁に関する確認書、以降「確認書」と言わせていただきますが、確認書に基づき現在は、山口県漁業協同組合高山支店所属の漁船のみが当該海域で操業しております。

一方で、山口県では高山支店以外の漁業者からも、当該海域での操業要望があり、自由漁業となっております現状、県や漁協がこの要望を抑えることが非常に難しい状況となっております。

これを受け、山口県から島根県に対しまして、希望者のひき縄釣りの操業を可能とすること等につきまして、協議の要請をしているところです。

両県で協議した結果、令和 7 年度は現行内容のまま確認書を更新

すること、令和８年度から島根県西部農林水産振興センターと山口県萩農林水産事務所を中心として協議をすることとしています。

以上の２点を中心として、引き続き、両県行政間で諸課題の協議検討を進めてまいりたいと思っております。

報告は以上になります。

永松議長

はい、ご説明ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか？

（中島委員が挙手）

永松議長

はい、中島委員、お願いいたします。

山口県日本海
海区：中島委員

すいません、中島です。

私は県のＯＢということで名簿の中にも出てますけれども、平成９年のこのいか釣りの覚書、これを締結した時に担当しておりました。

確か、数年かかったと思うんですよね、この調整。

お互いに譲り合うところは譲り合って、今の覚書ができております。

我々山口県の沿岸漁業者にとっては、発電機の問題っていうのはとてもセンシティブ、重要な問題でありまして、対島根県だけでなく、対福岡県、こういったところでもいろいろと大きな問題になっています。

そういう中で、両県のいか釣り調整海域、先ほど申しました、平成９年の調整海域なんですけれども、県外いか釣り漁船の大光力による違反操業ということがございまして、これはお願いなんですけれども、島根県行政にあっては、この趣旨に則って指導・取締りをよろしくお願いしたいと思えますし、また山口県行政にあっては、そこを連携協力して、こういう違反がないように、違反の撲滅に向けて努力をしていただきたいと、そういう風に思います。

要望として上げておきますので、よろしくお願いいたします。

永松議長

はい、ありがとうございます。

事務局の方から何かご発言があればと思いますが、よろしいですか。

石橋課長補佐

島根県水産課の石橋と言います。

先ほど中島委員から、お話のございました、調整海域の件でございますが、先ほど山口県の事務局からお話ございました通り、そう

いった要望を受けまして、うちの県も通常、調整海域の方まで取締りをしておりますけれども、引き続きですね、去年は秋ぐらいにあったかなと思っておりますけど、山口県と連携を密にしながら、取締りをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山口県日本海
海区：中島委員

どうぞよろしくお願いいたします。

永松議長

はい、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

-----質問等なし。-----

本件は報告ということで、以上とさせていただきます。

以上をもちまして、あらかじめ通知した議題は全て終了いたしました。

委員の皆様、あるいは事務局から何かありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

-----特になし。-----

それでは、特にないようですので、以上をもちまして委員会を終了いたします。

円滑な議事の運営にご協力いただきましてありがとうございます。

(1 1 時 5 2 分閉会)

以上議事の顛末を記し、その相違ないことを認証する。

令和 8 年 5 月 28 日

議 長

永 松 正 則

議事録署名人

梅 田 信 男

議事録署名人

梶 本 久 繁